

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、公告する。

令和7年4月18日

秋田地方法務局 登記官 伊藤博美

記

1 手続番号

- (1) 第4100-2024-0036号
- (2) 第4100-2024-0038号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 男鹿市船越字寺後55番
- (2) 男鹿市船越字船越272番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、公告する。

令和7年4月18日

秋田地方法務局 登記官 伊藤 博美

記

- 1 手続番号
第4100-2024-0037号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
男鹿市船越字寺後65番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、公告する。

令和7年4月18日

秋田地方法務局 登記官 伊藤 博美

記

- 1 手続番号
第4100-2024-0039号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
男鹿市船越字船越287番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、公告する。

令和7年4月21日

秋田地方法務局 登記官 伊藤博美

記

1 手続番号

- (1) 第4100-2024-0012号
- (2) 第4100-2024-0013号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 秋田市雄和平尾鳥字修羅沢146番2
- (2) 秋田市雄和平尾鳥字修羅沢21番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、公告する。

令和7年4月21日

秋田地方法務局 登記官 伊藤博美

記

- 1 手続番号
第4100-2024-0040号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
男鹿市脇本脇本字脇本60番